独立行政法人 平和祈念事業特別基金

第1期中期目標期間 事業報告

(平成 15 年 10 月 1 日~平成 20 年 3 月 31 日)

1 独立行政法人平和祈念事業特別基金の概要

(1)独立行政法人平和祈念事業特別基金設立の趣旨

いわゆる戦後処理問題について、「平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和 63 年法律 第 66 号)」に基づき、認可法人による平和祈念事業特別基金を設立し、恩給欠格者、戦後強 制抑留者及び引揚者を中心とする関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うとともに、戦後強 制抑留者に対し慰労品を贈呈する等の特別事業を行うこととされた。

その後、特殊法人等改革基本法に基づく「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)の実施の一環として、「平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 14 年 12 月 6 日法律第 133 号)(以下「基金法」という。)により、(認可法人)平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金に事業を承継させること等が定められ、平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人に移行した。

(2) 中期目標の期間

平成 15 年 10 月 1 日~平成 20 年 3 月 31 日

(3)業務内容

ア 目的(基金法第4条)

独立行政法人平和祈念事業特別基金の目的は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、 永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し 慰藉の念を示す事業を行うこととしている。

イ 業務の範囲(基金法第13条)

独立行政法人平和祈念事業特別基金は、上記の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (ア) 関係者の労苦に関する資料の収集、保管及び展示
- (イ) 関係者の労苦に関する調査研究
- (ウ) 関係者の労苦に関しての記録の作成・頒布、講演会等の実施等
- (エ)(ア)~(ウ)に掲げるもののほか、関係者に対し慰藉の念を示す事業 [関係者に対する書状等の贈呈及び特別慰労品の贈呈]
- (オ) 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈・慰労金の請求の審査

(4) 沿革

昭和63年 7月 認可法人平和祈念事業特別基金として設立 平成15年10月 独立行政法人平和祈念事業特別基金に移行 2 第1期中期目標期間における事業実施状況 別紙1 「独立行政法人平和祈念事業特別基金 中期目標期間事業報告書(平成15年10月1日~ 平成20年3月31日)」のとおり

3 第1期中期目標期間における予算計画等 別紙2「予算計画、収支計画及び資金計画」のとおり

実施結果

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の削減

職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額(事業費(特別記念事業に充てる経費を除く)、管理費及び人件費の合計)について、基金の前身である認可法人平和祈念事業特別基金の平成14事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。

また、特に経費総額の更なる削減を図るため事務室を平成 19 年7月を目途に移転することとする。

経費の削減に関しては、「認可法人時代の平成14事業年度に対する中期目標期間における 最終事業年度の割合を85%以下とする。」との目標に対し、最終事業年度の平成19事業年 度の業務運営に係る経費総額は1,264百万円であり、平成14事業年度の経費総額2,107百 万円と比較し、843百万円の減額、率にして40.0%の削減となっており、目標(85%以下と する)に対して60.0%となった。これは、各事業年度において着実に業務経費の削減を図 ってきた結果である。

(単位:百万円)

	14 年度 (基準年度)	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計 対 14 年 度
経費総額	2, 107	1, 936	1, 738	1, 695	1, 704	1, 264	
対前年度増△ 減		△171	△198	△ 43	9	△440	△843
対前年度比 (%)		Δ8. 1	Δ10. 2	△2.5	0. 5	△25.8	△40.0

^{*} 特別記念事業に係る経費(19年度)・・・65億円

〇 中期計画期間中の主な効率化策

- ① 業務運営の効率化についての意識の向上と周知徹底
- ② 書状等贈呈事業と労苦継承事業との有機的連携を強化
- ③ 広報経費については、実施方法、調達方法の見直し等により平成14年度に比べ約3 43百万円を削減
- ④ 事務室の移転により賃貸料等を平成18年度に比べ約64百万円を削減
- ⑤ 書状等贈呈件数が見込みを下回ったことにより書状等贈呈事業費が平成14年度に 比べ約424百万円の減

実施結果

なお、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12月24日閣議決定)を踏まえ、平成17事業年度に対し平成18 事業年度からの5年間で5%以上の削減を行う。このため、中 期目標の期間の4年目及び5年目に当たる平成 18 事業年度及 ┃ の見直しを行った。 び平成 19 事業年度においては、平成 17 事業年度に対し最終事 業年度までに2%以上削減する。また、役職員の給与に関し、 国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める(今後の 人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)。

⑥ 慰藉事業における各事業の見直し等による経費の削減

なお、人件費については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」 を踏まえ、平成 18 事業年度以降削減に努めるべく 18 年 3 月に中期目標及び中期計画を変更 するとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与水準等

具体的には次のとおり行った。

18 年度・・・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 17 年法 律第113号)に合わせ常勤役員の俸給の引下げ(△6.6%)及び職員の俸 給の引下げ(Δ4.8%)を実施した。

19 年度・・・定員を1人削減した。

その結果、平成19年度の人件費は198百万円であり、17年度の197百万円と比較して1 百万円の増額となっている。対 17 年度比では 0.6%増(人事院勧告分を除くと 1.6%減)で 目標の2年度で2%減には至らなかった。

また、対国家公務員指数ラスパイレス指数(年齢のみ)の観点からみると、19年度は 115.8(前年比1.2 増、17年度比2.9 減)となっている。

2. 外部委託の推進

外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより り、経費の縮減を図る。

法人の主要業務である慰藉事業については、法人が直接実施しなければならない事務・事 業を除き、次の点を考慮し相当の分野について外部委託を推進し、効率化、効果的な事業の 実施等を図った。

- ① 定期的な業務で、委託により事務の省力化、軽減が図られるもの
- ② 各種イベント、調査研究などにおいて、委託により効果的な運営又は結果が期待でき るもの
- ③ 専門的知識やノウハウを必要とする業務で、効率的・効果的な事業の実施に有効なも
- ④ 高度の知識・技術等を要し、民間分野での技術革新の進歩が早いもの
- ⑤ 事業の実施が一時期に集中し、常時一定の職員を配置する必要のないもので、職員の 弾力的配置等で対応

できないもの

⑥ その他委託等により、効果的な執行が期待できるもの

中期計画の項目 実施結果

また、法人における随意契約の見直しについては、国における随意契約の見直しの取組みを踏まえ、随意契約の縮減など契約の適正化に向けた取り組みを進めている。平成19年度においては、「随意契約見直し計画」を策定し、ホームページにおいて公表した。 なお、平成19年度の契約実績は次表のとおりである

	18 年	度実績	19 年度実績		
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
一般競争入札等	(30.7%)	(37.1%)	(46.4%)	(90.0%)	
	23	464	45	6,525	
競争入札	(17.4%)	(27.4%)	(25.8%)	(8.4%)	
	13	342	25	608	
企 画 競 争	(13.3%)	(9.7%)	(20.6%)	(81.6%)	
	10	122	20	5,917	
随意契約	(69.3%)	(62.9%)	(53.6%)	(10.0%)	
	52	785	52	729	
計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	
	75	1.249	97	7.254	

- 注1) 18 年度及び19 年度(7月31日まで)の契約については、契約金額が500万円を超える工事又は製造、300万円を超える加工、修理又は財産の購入、200万円を超えるその他の契約を対象としている。
- 注2) 19年度(8月1日以降)の契約については、契約金額が250万円を超える工事又は製造、160万円を超える加工、修理又は財産の購入、100万円を超えるその他の契約を対象としている。(競争入札案件を除く。)
- 注3) 19年度については特別記念事業に係る契約を含んだ計数である。

3. 組織運営の効率化

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に 課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができる よう、スタッフ制の導入・組織階層のフラット化を推進し、ま た、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

平成 15 年 10 月 1 日の独立行政法人として発足した組織体制について従来の課制を廃止 し、スタッフ制を導入したことにより、適時適切な人員配置が可能となり職員間の業務繁閑 を解消した。

このことにより、 ・業務をより効率的かつ弾力的に遂行したほか、 平成15年10月1日の独立行政法人として発足した組織体制について従来の誤制を廃止し、 スタッフ制を導入したことにより、適時適切な人員配置が可能となり職員間の業務緊関を解消した。具体的には、次のとおり。 [16 年度] ① 展示会を開催する場合、同会場に書状曜呈事業の相談窓口を併設しているが、当日の対応だけでなく事前の展示会の準備作業に伴う膨大な事務の繁忙解消という観点から、書状等贈望事業担当副参事及び主査を展示・フォーラム担当の職務に参画させた。② 都適府県実務担当者ブロック金舗の開催に当たっては、議案の企画立案、都適府県担当当本の対応が必要であり、企画事務との連携を図ることから、調査企画担当の職務に企画・総務担当主査を参画させた。 [17 年度] ① 平和析念展示資料館開館後5年経過したことに加え、本年が終戦 60 年を迎えることから、資料館のリニューアルを行うこととした。そこで、このリニューアル作業を円滑に進めるため、財務担当主査を展示・フォーラム担当主査に併任発令した。 ② 特別記念事業の開始に備え、調査企画担当副参事を書状等階呈事業担当副参事に併任発令した。 [18 年度] ① 19 年4 月からの特別記念事業の開始に向けた準備のため、展示・フォーラム担当副参事を書状等階里事業に併任発令した。 [19 年度] ② 特別記念事業の実施に当たっては、特別慰労品審査委員会の設置、特別慰労品の選定、発注業者の決定、電話対応等多大な業務の発生に対応して、展示・フォーラム担当参事を書状等階と事業状等階と事業状等等と事業状等等と事業は任任発令した。 ② これまで書状等の贈呈を受け、今だ特別記念事業の慰労の品を詰求していない者に対する個別のお知らせを行うこととし、その企画等について展示・フォーラム担当参事及び副参事を新たに「特命担当」として担当させた。

実施結果

- 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向 上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1. 資料の収集、保管及び展示
- (1) 資料の収集
- ① 外部有識者、関係団体等からの意見聴取、所在情報の収 って年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連す る年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑 留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民 共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還し た者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域 から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦 に関する資料(以下「関係資料」という。)を積極的に発 掘し、各事業年度において平均500件程度収集する。

関係資料の収集に関しては、「各事業年度において平均500件程度収集する。」との目標に 集等を行い、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であ┃対し、計画期間中に収集した数は、合計で3,455件となり、目標値(2,250件)を38%上回 った。これは、平和祈念展示資料館の入館者及び特別企画展・地方展示会の入場者に対して 関係資料の収集や必要性を訴え、実物資料の寄贈、寄託についての協力を呼びかけるととも | に、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会及び社団法人引 |揚者団体全国連合会(以下「関係団体」という。)に対し資料収集への協力を要請したことが 大きな要因である。

なお、各年度の収集実績は次表のとおりである。

単位:件

資料収集先	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
平和祈念展示資料館	107	320	495	654	654	2, 230
特別企画展	76	241	133	156	81	687
平和祈念展	180	165	54	28	25	452
関係団体	85	1	0	0	0	86
合計	448	727	682	828	760	3, 455
目標達成率(%)	90	145	136	168	152	138

② 関係資料の範囲拡大、寄託から寄贈への切替え等の要請 収集する関係資料の範囲を、記録映画フィルム、新聞・書 籍等にも拡げ、その寄贈又は寄託を所有者に依頼する。既存 の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有 者に働きかける。

ア 収集する関係資料の範囲拡大等

収集する対象資料の範囲拡大を検討するため、記録映画フィルムを収集・保管等してい る関係施設に対して、所在確認調査を実施し、東京国立近代美術館フィルムセンター、NHK アーカイブス、川崎市市民ミュージアム、日本青年館で確認がとれた。

中期計画の項目	実施結果					
	イ 寄託資料から寄贈資料への切り替え これまで、当法人では、貴重な資料が多数寄贈・寄託がされているが、これら資料の積 極的な活用を図るため、資料寄託者に寄贈への切替えや寄託の継続を求めた。その際、資 料寄託者に対し、資料収集・展示の意義及びその必要性について、毎年度改めて文書を送 付し、寄贈等の協力要請を行った。 その結果、この中期計画期間において、58 人から寄贈承諾を得ることができ、資料 297 件を寄贈に切替えることができた。 なお、20 年度に再度協力要請を行う予定である。					
	15 年度 16 年度 17 年度 18 年度 19 年度 計					
	寄託から寄贈へお願 20 14 28 50 49 161 いした人数					
	寄贈を承諾した人数 10 2 13 6 27 58 (人)					
	寄贈へ切り替えた件 87 20 40 12 138 297 数(件) 30 40 40 12 138 297					
	寄託の継続希望者・ 10 12 15 44 22 103 回答がない人 10 12 15 44 22 103					
③ 外国政府等の関係資料の収集 外国の政府等が保有する関係資料の収集を行う。	外国の政府等が保有する関係資料の収集等の推進を図るため、平成 16 年 3 月に「外国資料収集等委員会」を立ち上げ、今後の体系的所在調査、入手、分析方法等の検討を行い、その結果を基に 16 年度から資料収集を実施し、この計画期間中の資料 880 件を収集することができた。 なお、各年度の収集実績は次表のとおりである。 【16 年度】 〇 ロシア国立軍事公文書館:各方面軍・軍管区における日本人抑留者の人数及び抑留の結果死亡した日本人の人数に関する資料など 23 件を確認 〇 モンゴル国家公文書局 :強制抑留された日本人がモンゴル国の建設に従事している様子を映した 35 mm映画フィルム 2 本組(18 分)を複写し、法人の事業として自由					

に使える権利を取得

中期計画の項目	実施結果
	【17 年度】 〇 ロシア国立軍事公文書館:収容所の建物の配置、労働使役等の資料 926 件を確認し、888 件を複写 【18 年度】 ① カザフスタン共和国 文化・情報省情報公文書館委員会、中央国立国家資料館等:様々な企業や機関で労働 力として使役された日本人抑留者関係の資料 1,243 文書を確認し、ダム建設に携わった 日本人抑留者の衛生状態等収容所全体の関する資料 67 文書を入手 ② ロシア連邦共和国 ロシア国立社会・政治史公文書館:国家防衛委員会 No.9898cc『日本人捕虜 500,000名の受入、収容、労働利用に関する決議』(いわゆる「スターリン文書」)のスターリン本人の署名入り原本のデジタルデータを入手 【19 年度】 〇 ロシア国立映画・写真公文書館、ロシア国立軍事公文書館:ソ連軍と日本軍使が降伏条件について話し合っている場面、抑留者の武装解除、隊列の行進、収容所内風景等抑留者に関する部分の映画「日本壊滅」の元フィルム1本、写真42枚、地図3枚、スケッチ1枚を確認した。これらは、20年度に入手を予定。
(2) 資料の保管 ① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。	カルテの作成、環境の整備、修理等 ア カルテの作成 この計画期間中に寄贈された全ての資料 (3,455 件) について、資料の種類、保存状態、経緯、提供者等を記録したカルテを作成した。 なお、各年度の作成実績は次表のとおりである。

中期計画の項目	実施結果
	し、資料の保存環境に努めた。 【15 年度】 寄贈資料の拡大を図ることから、資料保管場所を改善するため、資料保管倉庫内の三つの隣接した資料収納室の壁を撤去して、新規に軽量棚等を追加し、床面積約7㎡、棚容積14㎡を新たに確保した。この結果、大型折り畳みコンテナに小型資料を入れるなどして、空間的ロスを解消し収納容積が増加した。 【16 年度】 衣類資料は、これまでキャスター付ポールハンガーラックに吊り下げ、通路に留置していたが、桐箱に衣類を収納し、通路通行上の安全の確保、衣類資料の負荷を軽減した。 【17 年度】 絵画資料は、これまで展示会等の行事ごとに整理していたが、作者、サイズごとに、中仕切り・棚板材を利用して新たなスペースを確保し、資料の搬出の利便性を確保した。 【18 年度】 展示会等での使用済みの複製パネルの整理作業を進め、著作権の問題もあることからこれらを廃棄し、収納スペースを確保した。また、前年に引き続き倉庫内の団積みされた資料を整理し、資料の搬出の利便性を確保した。
	ウ 関係資料の修理等 計画期間中に寄贈されたすべての資料(3,455 件)の現状把握を行い、5段階(A:非常に良好な状態~E:崩れかかっている状態)のランク付け作業を実施した。保存状態が著しく悪い136点の関係資料について脱酸性化処置、裏打ちなどの劣化防止処置及び修復保存処置を行った。また、新たな寄贈資料及び展示会使用後の資料については、その都度現状を把握しランク付け作業を実施した。 【現状把握の仕方】 物品資料については、目視確認により、材質別の所蔵資料間で相対評価を行い。紙資料は図書館で使用している「紙の劣化度基準(Excellent~Very brittle)」を参考とした絶対評価を行った。
② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な	

実施結果

環境で保存する。

また、破損等による被害を防ぐために複製を作成して、展示資料館等における展示に利用する。

関係資料は美術品保管用の定温定湿倉庫(室温 20°C、湿度 60%)に保管している。保管に当たって、紙類、布類、木類、金属類及び皮革類の資料は一括して燻蒸処理を実施し、密封処理済み資料、絵画資料、複製資料とは別々に保管した。また、主に酸化防止を前提とした保護材による保護措置を行った。

紙類の資料については、タトウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れた上、木類、金属類、 皮革類等の立体物はタトウ紙やビニール袋(空気穴あり)に入れた上、静電気防止素材の コンテナへ収納、軍服等の布類は桐箱に収納することにより、資料に負荷がかからないよ う配慮している。

写真資料は、資料によって適正温湿度が異なることから調湿剤を使用し、資料収納コンテナ・文書箱による外気による一定量遮蔽等の温湿度安定措置等を行った。

イ 劣化防止

紙資料のうち、平和祈念展などでの有効活用が見込まれる資料であって、保存状態が著しく悪い資料 136 点について、ドライクリーニング、脱酸処理、密封、裏打ち、防錆処理等、専門的な劣化防止処置及び修復保存処置を行った。

劣化防止処置 · 修理保存処置件数

単位	,	件
#1	<u>v</u>	1—

15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
36	34	33	33	0	136

ウ 複製の作成

赤紙、召集令状が届いたことを伝える電報など希少性の高い関係資料については、計画期間中に41点の複製資料を作成した。

なお、平和祈念展示資料館では、平成 19 年度末現在、展示している実物系資料 231 点の うち、155 点が複製資料(全体の 67%)となっている。

複製資料作成件数

単位:件

15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
6	18	16	1	0	41

中期計画の項目 実施結果 エ 複製資料の活用 希少性の高い関係資料の複製は、平和祈念展示資料館に常設展示しているほか、地方展 示会、宮崎県等が開催する展示会に貸し出すなど有効に活用した、その実績は次のとおり。 複製資料の活用件数 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 平和祈念展 15 地方展示会 45

③ インターネットによる提供等を行えるように、関係資料 の子データ化を計画的に推進し、中期目標の期間中に3万 点以上の電子データ化を実施する。

実物資料及び図書資料 29,266 点の資料名、寄贈者名、資料履歴について、電子データ化 を実施した結果、各年度の電子データ化の実績は、次表のとおり。

単付:件

計

60

277 20

単位:件

電子データ化件数

15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
24, 951	1, 265	1, 027	1, 260	760	29, 266

- (3) 資料の展示
- ① 平和祈念展示資料館

平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの 【15・16年度】 国民に理解してもらうため、関係資料を展示すると同時に、 グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、 展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増工様替え等を実施していくこととした。 加させる。

また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開 館日・開館時間の弾力化等を行う。

- ①平和祈念展示資料館
- ア 展示内容の充実等

外部有識者で構成する資料展示委員会(平成 13 年 4 月 13 日常設展示場開設等推進本部長 | 決定)を開催し、「平和祈念展示資料館リニューアル」に向けた検討を行い、展示資料館の模

【17年度】

17年7月に展示資料館のリニューアルを行った。リニューアルに際しては、来館者の視点 に立って、アンケートから得られた要望、意見も参考にし、展示資料の数を約340点か

平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの 国民に理解してもらうため、関係資料を展示すると同時に、 グラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、 展示資料の定期的な入替え等を行い、若年層等の入館者を増 加させる。

また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間中における入館者数を20万人以上とする。

なお、事務室の移転に伴い、平和祈念展示資料館を、より 集客効果の見込めるフロアに移すこととする。

実施結果

ら約 420 点に増やしたことに加え、定期的に資料の入れ替えが可能な「特設コーナー」、「ビデオブースコーナー」、「体験コーナー」を設けた。

【19 年度】

中期目標の「事務所の移転に伴い、集客効果の見込めるフロアに移すこと」に対して、 平成 19 年 9 月~10 月の 2 ヵ月間で、平和祈念展示資料館を新宿住友ビル 31 階から 48 階 のレストラン街へ移転させた。

この移転に際しては、平成 17 年 7 月のリニューアル後の展示容量(実物資料 231 点、グラフィック類 199 点)を維持することができた。

なお、48 階からの眺望という地の利を活かすことにより、来館者ホスピタリティーの向上を図った。

イ 説明員等の配置

事前に資料館の説明を希望した来館者に対して、総合語り部や説明員による案内を行ったほか、当日急遽説明を希望された者に対しても対応をした。

なお、18 年度から、ゴールデンウィークや夏休み期間中の土日など入場者が多数来館される日には、個別語り部も資料館に配置した。

逆明	昌筀	が対点	たした	来館	者数
ロルツコ	只寸	13 'N' N	いし/し	ᄉ	ᆸᄶ

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
団体見学者数	2, 200	5, 043	4, 544	5, 681	3, 691	21, 137
説明員等が対応						
した人数	880	1, 059	1, 062	1, 410	1, 355	5, 766
割合(%)	40	21	23	25	37	27

ウ 開館日・開館時間の弾力化等

特別企画展等展示会開催中における臨時開館、平和祈念フォーラムの実施日における開館時間延長を実施することにより、利用者のニーズに合わせた開館日・開館時間の弾力化を行った。また、開館時間前に、団体見学者などが資料館入口に集合していた場合、開館の便宜を図るなど、可能な限り積極的に対応した。

エー積極的な広報活動
計画期間中の主な広報活動は、以下のとおり実施した。 [15 年度] ① 全国の中学校 3,000 校に啓発用ビデオ及び資料館案内パンフレットを送付す に、視聴アンケート調査を実施 ② 資料館案内の掲載について、進学情報紙、旅行雑紙等各種情報紙に働きかけ ③ 首都圏における交通広告を開始(次年度以降も) ④ 関係資料館にパンフレットを設置しポスターの掲載を依頼 [16 年度] ○ 全国の小学校 3,000 校に啓発用ビデオ及び資料館案内パンフレットを送付す に、視聴アンケート調査を実施 (17 年度も実施) [17 年度] ① 校内放送番組制作コンクールの対象校にパンフレットを送付 (次年度以降も) ② 書状等贈呈事業の新聞広告での資料館案内の掲載 (18 年度も実施) [18 年度] ① 全国の中学校 5,000 校に 18 年度作成の資料館紹介の DVD 及び案内パンフレッするとともに、視聴アンケート調査を実施 ② 若者やオピニオンリーダーを対象とした少年写真ニュース、日本教育新聞等 案内を掲載 [19 年度] ① 法人の事業内容、活動現況等の周知を図るため、地方自治体、関係行政機関、体に年軽(18 年度版 2,958 部)、事業案内(8,031 部)を配布 ② 特別企画展及び平和祈念フォーラム並びに寄贈資料展のポスターを新宿住友エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置 オ 入館者数 中期目標期間中の入館者数は、事務所・資料館の移転に伴う9月~10 月の2か料館を臨時休館したことにより、198,814 人となった。

中期計画の項目	実施結果	
	中期計画中の資料館入館者数 単位:人 15 年度 16 年度 17 年度 18 年度 19 年度 計 入館者数 24,600 53,629 40,182 44,816 35,587 198,814 1 日平均 159 172 130 144 138 148	
② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的	中期目標期間中の各回の入館者数の各年度の状況は次のとおり。 特別企画展開催状況	
に開催し、各回の入場者数を 3,000 人以上とする。	(開催時期等) (テーマ) (入場者数) (目標 15年11月9日(日)~30日(日)22日間 凍土の大地シベリア抑留労苦の日々 4,488人 ―戦後強制抑留絵画展—	票達成率) 150%
	一戦後短制和軍候回版— 16年2月14日(土)~3月7日(日) 22日間 漫画に語り継ぐ引揚げ体験の労苦 3,808人 —引揚げ体験者著名漫画家の作品から一	127%
	16年11月7日(日)~28日(日) 22日間 写真と証言で知る兵士の労苦 4,071人	136%
	17年2月5日(土)~27日(日) 22日間 戦後強制抑留絵画展—かえりみる 3,850人 シベリア抑留労苦の日々—	128%
	17年10月22日(土)~11月13日(日) 終戦60年 今語り継ぐ海外引揚者の 2,920人 23日間 の労苦―昭和20年夏、満州では一	97%
	18年2月4日(土)~26日 22日間 絵手紙・絵画・写真が語る兵士の労苦 3,150人 18年11月11日(土)~12月3日(日) 戦後強制抑留絵画展「凍土の大地 3,411人	105% 114%
	23 日間 シベリアで一強制抑留者の実相—」 19 年 2 月 10 日(土) ~ 3 月 4 日(日) 22 日間 昭和 20 年 満州引揚者の悲劇 3,046 人	102%
	~祖国日本までの苦難の日々~ 20年2月19日(火)~3月16日(日) 26日間 平成19年度 寄贈資料展 4,927人	164%
③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的 に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。	平和祈念展は毎年松坂屋銀座店で開催し、中期目標期間中の各回の入館者数の各年 績は、次のとおり。	⋮度の実

中期計画の項目	実施結果			
	(開催時期等) 16年8月12日(木)~17日(火) 6日間	(テーマ) 今は亡き戦争体験の語り部を偲びつつ	(入場者数) 11,624 人	(目標達成率) 116%
	17年8月11日(木)~16日(火) 6日間	終戦 60 年 世代を越えて!	14, 717 人	147%
	18年8月10日(木)~15日(火) 6日間	今語り継ぐ戦争体験の記憶 語り継ごう!戦争、シベリア、そして 引揚げ一海外引揚者 660 万人の労苦—	15, 146 人	151%
	19年8月15日(水)~21日(火) 6日間	昭和の証言―戦争体験を風化させないために―	12, 144 人	121%

④ 地方展示会

関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者の目標を設定し、中期目標の期間中における入場者数を10万人以上とする。

地方展示会においては、中期目標期間中の入場者の延べ人数は約 75,540 人と目標の 76% であった。

地方展示会の入場者数

地方展示会の実施主体	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
平和祈念事業特別基金	約6,000	約 3, 420	約 5, 400	約 2, 200	約 1,580	約 18,600
(社)元軍人軍属短期在職 者協力協会(委託)	約 11,000	約 1, 500	約 2, 050	約1,750	約1,390	約 7,790
(財)全国強制抑留者 協会(委託)	約 4,800	約 11, 250	約 9, 000	約 13, 200	約 10, 900	約 49,150
計	約 11,900	約 16, 170	約 16, 450	約 17, 150	約 13,870	約 75,540

単位:人

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・ 地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事 業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を 得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容 に反映させる。 「平和祈念展示資料館の入館者等に対しアンケートを実施し平均で過半数の者から満足した 回答を得る・・・その結果を以後の展示内容に反映させる。」との目標に対し、催し物の入 場者の8割以上の者からの満足を得ることができた。

また、アンケート結果を展示内容に反映させたものは、17年度の平和祈念展示資料館の リニューアルに当たり、①説明文字を大きくした②資料のレプリカなどに実際に触れられ ることのできる体験コーナーを設置した。

中期計画の項目						実施結	果		
	0	平和祈念展示資料館で	のァ	7ンケ-	-ト結果				
			1	5 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	
		入館者数(人)	_	4, 600	53, 629	40, 182	44, 816	35, 587	
		回答者数(人)		1, 124	2, 065	1, 366	1, 558	1, 823	
		回答者のうち「良かった」					1, 32		
		と回答した数(割合)	养	的8割	約8割	約8割	(85%)	(83%)	
	0	特別企画展でのアンケ		ト結果					
				15 年度	16 年月	17年月	痩 18 年月	度 19 年度	
		入場者数 (人)		8, 29	96 7, 92	21 6, 0	70 6, 45	7 4. 927	
		回答者数(人)		1, 18			07 98		_
		回答者のうち「良かった」	٢	1, 03				42 270	
		回答した割合		(879	(909	6) (73	%) (76	%) (87%)	_
		亚和龙春园 (铅成园)	T. 11	\ \\\ \\	_ (4 ±	=			
		平和祈念展(銀座展)		<u>ノア ノハ</u> 5 年度			18 年度	19 年度	
		入場者数 (人)	_	5 年度 5 年度	11,624	14,717	15, 146	19 平度	
		回答者数(人)		は認可	1, 523	1, 593	,	648	
				去人で					
		回答者のうち「良かった」 と回答した数(割合)	3	実施	1, 248 (82%)	1, 297 (81%)	1, 468 (82%)	566 (87%)	
		と凹合した数(剖白)			(02/0)	(01/0)	(02/0)	(07/0)	
	0	平和祈念展(地方展)	で(のアン	ケート結	果			
			15	年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	
		入場者数(人)		5, 970	3, 416	5, 406	2, 202	1, 581	
		回答者数 (人)		1, 129	390	688	588	637	
		回答者のうち「良かった」		939	340	550	489	563	
		と回答した数(割合)		(83%)	(87%)	(80%)	(83%)	(89%)	

⑥ ホームページによる提供

極的に公開する。

⑦ 関係資料の貸出し

示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案 【に行った。 して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

2 調査研究

(1) 労苦の実態把握

関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記 による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労 苦の実情を把握する。

当時の文献等を幅広く調査研究することにより情報の蓄 積を行い、また、公的資料との比較を行うこと等により、そ の実態を明らかにする。

実施結果

電子データ化された関係資料をホームページにおいて積極的に公開するために、公衆送信 電子データ化された関係資料をホームページにおいて積┃権等著作権法、個人情報保護法などに基づく基準を整理するとともに、公開の内容・規模等 問題点、課題について、内部において検討を行った。

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展┃ 貸出しを希望した地方公共団体等の開催する展示会等に対し、関係資料の貸出しを積極的

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
貸出先(か所)	4	4	8	5	4	2 5
貸出資料数(点)	181	189	400	197	190	1, 157
入場者数 (人)	約 6,000	約27,000	約55,000	約 50,000	約 47,000	約 185,000

(1) 労苦の実態把握

①関係者の労苦の実情を把握するため、関係団体に対し労苦採録の委託を行った。その結 果、恩給欠格者391件、戦後強制抑留者256件、引揚者125件の手記等を収録し、これら を戦史叢書、陸海軍辞典、地名・人名辞典等と照合し、史実との整合性、客観性の担保に 努め、これらの結果を「平和の礎」として刊行した。

関係者からの労苦採録状況

単位:件

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
恩給欠格者	75	75	75	91	75	391
手 記	20	20	20	31	20	111
聞き取り	55	55	55	60	55	280
戦後強制抑留者	55	71	51	36	43	256
手 記	27	29	25	20	20	121
聞き取り	28	42	26	16	23	135
引 揚 者	25	25	25	25	25	125
手 記	25	25	25	25	25	125
聞き取り	0	0	0	0	0	0

実施結果

- ②また、15 年度及び 16 年度に戦後強制抑留者の収容所での生活、強制労働等の実態を解 明するため、ロシア国内の収容所跡地、強制労働に関する作業所、埋葬地等の探索及び写真 撮影等について、財団法人全国強制抑留者協会に業務委託し、「戦後強制抑留者の労苦の実態 に関する調査報告書」として法人に報告された。
- ③ 更に、18年度、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、いわゆる恩給欠 格者の労苦の実態を把握するため、図書・文献についての調査、戦域・作戦・部隊ごとの証 言の収集、専門家意見の聴取及びその取りまとめを行った。その結果、15件の証言、231件 の体験記等を得、19 年度に「平成 19 年度恩給欠格者の労苦の実態に関する調査研究報告書」 を作成した。

- (2) 記録史の作成
- ① 戦後強制抑留者の労苦に関する総合的な記録史の作成を 【①「戦後強制抑留史」の編纂 目指し、「戦後強制抑留史」の編纂を引き続き進め、中期目 標の期間中に完成させる。
- ②「旧軍人軍属短期在職者労苦史」(仮称)の編纂に着手する。

16 年度中に最終的編纂を完了した。

|② 「旧軍人軍属短期在職者労苦史」(仮称)の編纂

【15 年度】

委員会を設置し編纂に向けた検討を行い、当面中国州地域を着手することとした。

【16 年度】

大連、旅順等において現地調査を実施した。

【17年度】

同史の編纂については、法人を取り巻く情勢と事業の期間、費用等を十分踏まえて、 事業展開を行うこととし、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会に委託して、部隊、 戦域等に関する証言を採録するとともに、体験記等の関係図書・文献について各地の図 書館等での探索を行った。

(3) 外国調査の実施

及び収集を計画的に実施する。

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等の外国調査の実施については、専門家による「外国資 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索┃料収集委員会」での検討を踏まえ関係資料の所在について毎年度調査を実施し、その後必要 に応じて資料を入手した。

なお、各年度の主な実績は、次のとおり。

中期計画の項目	実施結果
	【15 年度】 ○ 法人内に専門家による「外国資料収集等委員会」を設置(16 年 1 月 15 日理事長決定)し、ロシア連邦内における公文書保管庁別保有資料の特性について意見交換をし、今後の所在調査の仕方、資料内容の分析を検討。 【16 年度】 ① 「外国資料収集等委員会」の委員に翻訳家を新たに追加。 ② 資料の収集開始し、映像資料関係についてロシア連邦・モンゴル国において所在調査を実施し、モンゴル国国家公文書局国立中央公文書館所蔵の映像資料(強制抑留された日本人がモンゴル国の建設に従事している様子を映したもの)を入手。 【17 年度】 ① 「外国資料収集委員会」で旧ソ連から分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めることを決定。 ② ロシア国立軍事公文書館において、現物資料を複写入手し、中央アジア諸国の強制収容所における建物の配置、労働使役等に関する情報を得た。 【18 年度】 カザフスタン共和国における所在調査を実施し、従来、同国には資料が存在しないとされていたが、抑留者を管理した組織に関する資料を発見し、同国から1,243 文書の日本人抑留関係資料を確認することができた。中でも、新たに発見したダム建設の抑留者の衛生状態、死亡率、医療等収容所全体に関する資料67 文書を入手し、戦後強制抑留資料を分析するに当たって、ダム建設に従事した抑留者の人数、健康診断の状況、収容所の者の抑留状況等を明らかにする必要性のある12 文書について、日本語に翻訳。
3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等 (1) 記録の作成・頒布 ① 総合データベースの構築 総合データベースシステムを構築して、調査研究の成果 等の整理・電子データ化を推進し、中期目標の期間中に2 万件以上の登録を行う。	① 総合データベースの構築 中期目標期間中に2万件以上の登録を行うとの目標に対し、17,879件の登録で目標を下回ったものの、調査研究の成果の電子データ化は完了しており、今後は、ホームページにリンスさせ、外部から閲覧できるようにするための基礎資料となった。なお、各年度の実績は、次のとおり。

中期計画の項目	実施結果								
			15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	
		データ化件数	2, 373	5, 310	5, 144	4, 914	138	17. 879	

② ホームページによる提供

総合データベースシステムをホームページにもリンクさせ、外部から閲覧できるようにし、関係者の労苦に対する理解の促進と関心の喚起等を図る。

③ 調査研究の成果の出版等

調査研究の成果を「平和の礎」等として出版し、そのダイジェスト版等も作成する。

また、関係者の証言等を編集した音声・映像による記録の作成を推進する。

② ホームページによる提供

『戦後強制抑留史』については、著作権者から承諾を得られた部分を閲覧ができる。

③調査研究の成果の出版等

手記又は聴き取り調査での労苦を「平和の礎」等で出版するとの目標に対し、出版物を 刊行していること、関係者の証言等の記録を作成している。なお、各年度の実績は、次の とおり。

【15 年度】

〇平和の礎 第14巻

軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦 (採録件数 73 件 579 頁)

シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦(採録件数 54 件 447 頁)

海外引揚者が語り継ぐ労苦 (採録件数 25 件 451 頁

【16 年度】

〇平和の礎 第15巻

軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦(採録件数 68 件 529 頁)

シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦(採録件数65件 577頁)

海外引揚者が語り継ぐ労苦 (採録件数 25 件 477 頁)

- 〇「平和の礎」選集・児童書(子供版)
- 〇「平和の礎」選集(ダイジェスト版)
- 〇ビデオ「悲劇と労苦の地・樺太」

【17 年度】

〇平和の礎 第16巻

軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦 (採録件数 72 件 613 頁)

シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦(採録件数 48 件 475 頁)

海外引揚者が語り継ぐ労苦 (採録件数 25 件 482 頁)

〇ビデオ「シベリア抑留 その足跡を訪ねて一イルクーツク~タイシェット周辺―」

中期計画の項目 実施結果 【18 年度】 〇平和の礎 第17巻 軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦(採録件数80件 666頁) シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦(採録件数33件353頁) 海外引揚者が語り継ぐ労苦 (採録件数 24 件 453 頁) 〇「平和の礎」選集3 ODVD「あなたはこの真実を知っていますか?戦争・抑留・引揚げ~平和祈念展示資料館を訪ねて~ L 〇「遙かなる紅い夕陽」(漫画) ④ 出版物等の活用 ④ 出版物の活用等 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資 出版物等を積極的に活用することとの目標に対し、刊行した「平和の礎」を全国主要図 料の作成等に積極的に活用する。 書館等に配付したほか、 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することによ 法人主催の講演会・展示会等で配付した。また、平和祈念展示資料館での閲覧に供し、希 り、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を 望者には配付した。 図る。 なお、啓発用ビデオについても、全国主要図書館等に配付したほか全国の中学校に送付 し、展示資料館内のビデオシアターで定期的に上映した。 (2) 講演会等の実施 (2) 講演会、フォーラムの実施 ① 講演会等の開催 ① 講演会、フォーラムの開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広 この中期計画期間中の開催回数は、平均3.8回で目標を下回った。 く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フ なお、各年度の実績は、次のとおり。 オーラム等を、各事業年度において平均5回以上開催する。 フォーラム、講演会の開催回数 単位:回 15 年度 16 年度 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 計 フォーラム 13 地方講演会 1

平 均

3.8

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、全国各地で各事業年度において平均 15 回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。

実施結果

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

この中期計画期間中の開催回数は平均20.4回で、開催に当たって「地方展示会との連携を図る」との目標に対しても、開催総数92回中展示会との同時開催は52回(57%)であった。なお、各年度の実績は、次のとおり。

戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催状況

単位:回

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
(社)元軍人軍属短期在職者協力協会	4	6	8	6	6	3 0
(財)全国強制抑留者協会	6	11	9	1 5	16	5 7
(社)引揚者団体全国連合会	1	1	1	1	1	5
計	1 1	1 8	1 8	2 2	2 3	9 2
展示会との同時開催	4	1 3	1 3	1 1	1 1	5 2
					平均	20.4

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図ることを目的とした校内放送番組制作コンクールは、回数を重ねるたびに参加校が増えたことに加え、地域が拡大した。また、18年度以降コンクールの入賞作品及び表彰式の模様などが CS のテレビ局(日経 CNBC)で放送された。

	参加学校数等	参加高校の所在都道府県
第 1 回コンクール(16 年度)	19 校 19 作品	東京(7) 神奈川(4) 埼玉(2) 千葉(2)
		茨城(1)群馬(1) 山梨(1) 静岡(1)
第 2 回コンクール(17 年度)	20 校 20 作品	東京(12) 神奈川(2) 埼玉(1) 千葉(1)
		茨城(1)山梨(1) 栃木(1) 福岡(1)
第3回コンクール(18年度)	21 校 22 作品	東京(8) 神奈川(1) 埼玉(1) 千葉(1) 静岡
		(1) 北海道(4) 青森(1) 愛知(1) 兵庫(1)
		岡山(1) 愛媛(1)
第 4 回コンクール(19 年度)	24 校 30 作品	東京(2) 神奈川(2) 千葉(1) 静岡(2) 北海
		道(4) 青森(1) 宮城(1) 京都(3) 兵庫(4)
		岡山(1) 鳥取(1) 高知(1) 愛媛(1) 鹿児島
		(1)

実施結果

(3) 語り部の育成

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、「語り部」 を育成して、平和祈念展示資料館に配置する。

また、教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事 等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解 の促進に資する。

(3) 語り部の育成

この中期計画期間中において、「語り部」を 25 人育成し、展示資料館に延べ 241 人を配置し、教育現場に延べ 54 人を派遣した。

語り部の育成人数

単位:人

	1 7 HI 1 1 1 7 7	** ****			1 1 7	
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
個別語り部	1 1	5	4	2	_	2 2
総合語り部	2	_	_	_	1	3
計	1 3	5	4	2	1	2 5

平和祈念展示資料館に配置した「語り部」には、「総合語り部」と「個別語り部」がおり、 「総合語り部」は平日資料館に常駐し、主に説明を希望される団体入館者の対応に当たっ ており、直接語りかけ、質問に答えるなど相互交流を図った。

また、「個別語り部」は、ゴールデンウィークや夏休み期間中に、恩給欠格者・戦後強制 抑留・海外からの引揚げの各コーナーに配置し、多くの入館者に積極的に語りかけ、理解 と感銘を与える工夫と努力を行った。

平和祈念展示資料館で団体に対応した語り部の延べ人数 単位:人

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
個別語り部	11	20	20	14	29	94
総合語り部	2	24	13	40	68	147
計	13	44	33	54	97	241

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の小学校での総合学習の場に「語り部」を派遣した。 「語り部」は、自らの体験談や関係者の労苦等を直接語りかけた。その結果、児童から感 謝を込めた感想文が語り部に送られてきた。

中期計画の項目 実施結果

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
派遣人数 (人)	0	8	12	16	18	54
学校数 (校)	0	6	10	12	14	42
総合学習の場(クラス)	0	15	26	31	35	107
生徒数 (人)	0	460	820	1, 080	1, 120	3, 480

(4) 催し等への助成

関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、 現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の 開催等に対し、助成を行う。

(4) 催し等へ助成

財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊祭、シベリア慰霊訪問、抑留問題日露シンポ | ジウムに毎年度助成し、この中期計画期間中2億6988万円助成した。

その結果、全国延べ90か所で慰霊祭を実施し参加人数16,435人、シベリア慰霊訪問を延べ 4回29地域273人参加し、抑留問題日露シンポジウムを日露で9回開催することができた。

催し等への助成

	: >>1 1	
8年度	19 年度	計
3, 490	3, 490	16, 970
1 488	1 488	10 018

単位·万円

事業名	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
慰霊祭・慰霊訪問	3, 250	3, 250	3, 490	3, 490	3, 490	16, 970
日露シンポジウム	2, 426	2, 428	2, 188	1, 488	1, 488	10, 018
計	5, 678	5, 678	5, 678	4, 978	4, 978	26, 988

催し等の開催実績等

事業名	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	
中央慰霊祭の参加人数	1, 050	1, 100	1, 100	850	850	4, 950	
地方慰霊祭 (所)	9	18	21	19	18	85	
参加人数	1, 310	2, 615	2, 915	2, 495	2, 150	11, 485	
慰霊訪問地域(地域)	* 6	6	7	8	8	35	
参加人数	* 55	61	69	58	85	328	

^{*}認可法人時代に実施

4 書状等の贈呈事業

- (1) 書状等の贈呈事業の実施 以下に掲げる書状等の贈呈事業は、平成 19 年 3 月 31 日 までの申請受付をもって終了する。
 - ① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈

- ア 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、 勤務年数の長短等により区分される基準にしたがい、恩給欠格者に対し、以下のいずれかのセットを贈呈する。
 - (7) 内閣総理大臣名の書状
 - (イ) 内閣総理大臣名の書状及び銀杯
 - (ウ) 内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品
- イ 恩給欠格者として書状等の贈呈の対象となり得た者で死 亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後 ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の 地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の 遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

③ 引揚者に対する書状の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

実施結果

この中期計画期間中の恩給欠格者に対し書状等の贈呈をするとの目標に対し、恩給欠格者に対し書状のみ贈呈した件数は7,704件、外地1年以上の者に対する書状と銀杯を贈呈した件数は1,461件、外地3年以上の者に対する書状と銀杯を贈呈した件数は15,021件、遺族に対する書状を贈呈した件数は4,151件、総贈呈件数は28,337件である。

恩給欠格者に対する書状等贈呈状況

		<u> </u>				
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
請求件数	10,073	5,352	3,481	8,031	_	26,937
計	9,588	6,008	4,204	3,602	4,935	28,337
書状(内地のみ)	2,597	1,546	1,168	1,001	1,392	7,704
書状及び銀杯(外地1年以上)	437	358	256	181	229	1,461
書状及び銀杯(外地3年以上)	5,375	3,359	2,130	1,846	2,311	15,021
うち慰労の品の贈呈	(5,883)	(4,005)	(3,105)	(2,196)	(2,254)	(17,443)

*15年度の数には、認可法人で認定した件数を含む。

遺族に対する書状

1.179

この中期計画期間中の戦後強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、書状と銀杯を贈呈した件数は2,061件である。

745

戦後強制抑留中の死亡者の遺族に対する書状等贈呈状況 単位:件

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
請求件数	590	592	404	470	_	2, 056
書状及び銀杯	596	511	461	431	62	2, 061

*15年度の数には、認可法人で認定した件数を含む。

この中期計画期間中の引揚者に対し、書状を贈呈した件数は10,704件である。

引揚者に対する書状等贈呈状況

	別物台に対する自然寺間主状が キャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
贈呈品	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計		
請求件数	3, 085	2, 283	1, 519	3, 448	_	10, 335		
書	3, 371	2, 199	1, 609	1, 207	2, 318	10, 704		

単位· 件

4.151

1.003

出法 . 从

(2) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法 とする。

実施結果

審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、15年度において、審査期間を把握、短 の見直しを行い、認定困難案件を含め、審査期間を6か月以↓縮するため、認定状況、認定困難案件等の進捗状況を管理するシステムを構築し、パソコン 内とし、当該期間内に処理を終えるものの割合を 95%以上 上での管理検索を可能とし、個々の事案の進捗状況を把握しながら事務を遂行した。

> また、公的機関調査や本人調査でも軍歴が判明しない認定困難案件については、20年1月 25日に恩給欠格者軍歴等評価委員会(19年12月27日理事長決定で設置)を開催し、認定困 難案件の処理について審議を依頼し、認定困難案件の処理方針を決定した。

なお、各年度の標準審査期間内の処理状況は、次のとおり。

標準審査期間(6月)内の処理率

単位:%

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	平 均
恩給欠格者に対する贈呈	97. 4	98. 2	98. 1	89. 0	93. 0	95. 1
引揚者に対する贈呈	98. 2	96. 9	99. 2	100. 0	72. 6	93. 4
抑留者の遺族に対する贈呈	100.0	100.0	100. 0	100. 0	100.0	100.0

(3) 未請求者への周知

地方公共団体及び関係機関との間に緊密な連携を図り、 講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、 市区町村の広報紙への請求促進記事の掲載協力その他の積 極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。

(3) 未請求者への周知

この中期目標期間中の広報活動については、次表のとおり実施した。

特に、書状等贈呈事業の請求受付が19年3月31日をもって終了することの新聞広告を 19年2・3月の2か月で3回実施したこともあり、請求件数は、17年度の5.404件から18 年度が 11.949 件と急増した。

広報活動状況

記事掲載媒体等	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
新 聞(全国紙・						
ブロック紙・地方紙)	年3回	年 2 回	年3回	年 5 回	_	1 3
相談員を配置した講						
演会等の数	5	5	5	5	_	2 0

^{*19}年度の広報は、書状等贈呈事業の請求受付が19年3月31日で終了したため、 広報は行ってない。

中期計画の項目 実施結果 5. 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実施 (1) 特別記念事業の実施 特別記念事業の受付期間が平成19年4月から2年間に限られていることから、当事業を 広く関係者の方々に周知するため、新聞広告(中央紙・ブロック紙・地方紙計73紙)の 掲載、ホームページにおける掲載、法人が主催するフォーラム、平和祈念展での PR 活動や 相談窓口を設置した。 また、全都道府県、市区町村、関係団体と緊密な連携を図り、当事業の推進に努め、都 道府県及び市区町村へのポスター、パンフレットの配布や広報紙(誌)への掲載の要請、 都道府県担当者会議等の開催などの取り組みを幅広く実施した。 具体的実施に当たっては、次の点に特に留意した。 ① 過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある申請者の負担を軽減するため、記載 事項が簡単で済む「簡易請求書」を作成し、配布した。 ② 法人のホームページに特別記念事業の詳細を掲示するとともに、各請求書の様式も同 ホームページから直接ダウンロードして使用できるようにした。 ③ 恩給欠格者としての請求であっても戦後強制抑留者であることが判明した場合、再申 請手続きを省いて、速やかに抑留者として認定するようにした。 以上の結果、特別記念事業に関する平成 19 年度の受付件数は、恩給欠格者 67,443 件、戦 後強制抑留者 35,079 件、引揚者 23,990 件となり、全体では 126,512 件となった。 また、認定件数は、恩給欠格者 53,628 件、戦後強制抑留者 33,036 件、引揚者 17.851 件と なり、全体では 104,515 件となった。(認定率 83%) ① 恩給欠格者に対する贈呈件数は、53.628件である。 ① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 恩給欠格者に対する5万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は、44.431件であり、 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸 島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、 その内訳は次のとおりであった。 勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者 本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。

ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品 イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯

恩給欠格者:外地

	旅行券等引 換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数(件)	27, 403	10, 950	2, 513	1, 047	2, 518	44, 431
構成比(%)	62	24	6	2	6	100

中期計画の項目	実施結果
	恩給欠格者に対する3万円相当の旅行券等又は銀杯贈呈件数は、9,197件であり、その内 訳は、次のとおりであった。
	恩給欠格者:内地 旅行券等引換券

	旅行券等引換券	銀杯	計
贈呈件数(件)	4, 945	4, 252	9, 197
構成比(%)	54	46	100

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後 ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地

域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅 行券等又は慰労の品を贈呈する。

② 戦後強制抑留者に対する 10 万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は、 33.036 件で あり、その内訳は、次のとおりであった。

	旅行券等引 換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数(件)	24, 883	5, 264	1, 161	577	1, 151	33, 036
構成比(%)	75	16	4	2	3	100

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてき た者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法 律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者本 人に対し、銀杯を贈呈する。

引揚者に対する銀杯の贈呈件数は、17.851件であった。

(2) 未請求者への周知

本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、地方公共 団体及び関係機関との間に緊密な連絡を図り、講演会等の場 における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報 紙への掲載協力依頼その他の積極的な広報活動の実施によ り、関係者への周知を図る。

(2) 未請求者への周知

この特別記念事業を広く関係者の方々に周知するため、新聞広告(中央紙・ブロック紙・ 地方紙計 73 紙) の掲載、ホームページにおける掲載、法人が主催するフォーラム、平和祈 念展での PR 活動や相談窓口の設置、全都道府県及び市区町村へのポスター、パンフレット の配布や広報紙(誌)への掲載の要請、都道府県担当者会議等の開催などの取り組みを幅広 く実施しました。

中期計画の項目		実施結果	
	なお、具体的には次のとおりである。		
	実施時期	周知内容	
	平成 19 年 3 月	全都道府県・市区町村の福祉関係の窓口にポスターの掲示と請求書の配置の準備を完了	
	4 月	新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65 ホームページに特別記念事業の概要、請求書等を掲載 平和祈念展示資料館にポスターを掲示開始	
	5月	政府広報 (新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65) 自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 総務省管区行政評価局長・行政評価事務所長会議において特別記念事業を周知	
	6月	新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65 政府広報 (新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65) 政府広報 (テレビ) 関係2団体(軍短協及び全抑協)の主催事業にポスター を掲示等(6月~2月、13事業)	
	7 月	新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65 自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 平和祈念フォーラム(札幌市)で相談窓口設置・ポスター掲示	
	8月	政府広報 (ラジオ)ポスターを配布(全都道府県及び全市区町村へ) 行政相談員広報紙に広告平和祈念展(銀座展)で相談コーナー設置・ポスター掲 示	
	8~9月	新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65	
	9月	全国都道府県企画担当部長会議及び政令指定都市企画担当局長会議において特別記念事業を周知 平和祈念展(長野展)で相談コーナー設置・ポスター掲示	
	10 月	公衆浴場にポスターの掲示	
	11 月	平和祈念関係資料館会議の構成資料館にポスターの掲載、請求書類を設置 行政相談員広報紙に広告 平和祈念フォーラム(東京)で相談コーナー設置、ポ スター掲載	
	11 月~12 月	新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請 全国の関係資料館(14館)においてポスターを掲示	
	12 月	自治体広報紙(誌)への掲載協力を要請(全都道府県及び全市区町村へ) 民生委員会広報紙に広告	

中期計画の項目	実施結果	
	20年1月 新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65 ポスター・チラシを配布(全都道府県及び全市区町村、税関へ) 政府広報(全国紙4紙、ブロック紙3紙) 全国老人クラブ連合会の広報誌に広告	
	2月~3月 新聞広告 全国紙5、ブロック 紙3、地方紙65 全国老人クラブ連合会会議で特別記念事業を周知し協力要請	

以上の広報の実施に伴い、関係者からの問い合わせに対応するため、法人内に相談コー ナーを、法人主催行事に出張相談コーナー(いずれも「面談」方式)を開設するとともに、 法人内に無料電話による電話相談窓口(コールセンター)を開設した。

これにより、基金内相談コーナーで 991 件、出張相談コーナーで 340 件、電話相談窓口 (コールセンター) で 103,994 件の合計 105,325 件の相談を受け付けた。

(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 機関と調整しつつ適宜その検討に着手する。

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、政府内で調整の段階であり、建立場所が 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、関係┃決定次第その具体的検討に着手する予定であるが、事前準備のため、法人内部において有識 者検討会の設置、予想される工程スケジュール等について検討を行った。

- 6 その他の重点事項
- (1) 効果的な広報

関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事 業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。

この中期計画期間中の広報実績は、次のとおりである。

【15 年度~現在】

- ① 法人の事業内容、活動状況等のパンフレット等を作成し、関係行政機関、地方公共団 体、関係団体、平和祈念展示資料館・平和祈念展・地方展示会・講演会等の来訪者に配
- ② 平和祈念展示資料館への入館促進のために交通広告、新聞広告に掲載 なお、平和祈念展示資料館の広報に漫画家水木しげるのキャラクターデザインとした。
- ③ 書状等贈呈の請求促進のために新聞、政府・自治体広報紙を活用した広報
- ④ 平和祈念展、特別企画展等の開催に当たって、既参加者に案内状を送付 【16 年度~現在】
- 書状等贈呈の請求促進のために特別企画展等の開催において、会場に書状等贈呈事業 相談窓口を設置

中期計画の項目	実施結果
	【17 年度~現在】 ① 平和祈念フォーラムの実施状況及び法人の事業活動を政府広報誌「Cabi ネット」に掲載(18 年度も) ② 特別企画展等開催に当たり、周知のためポスターを住友ビル1階のエレベーターホールに掲載し、チラシもビル受付に設置 【18 年度~現在】 ① JR 新宿西口及び東京メトロ西新宿駅の駅周辺案内図に法人の所在地及び広告を掲載 ② 東京都庁内東京観光情報センターに平和祈念資料館のリーフレットを常置 【19 年度】 ○ 特別記念事業の広報 ① 新聞広告(10回)、テレビ(6月8日「ご存じですか)、ラジオ(8月4日~5日「栗村智のHAPPYニッポン」全国11局)、 ② 自治体広報紙(誌)を活用した広報 ③ 全国13組合の公衆浴場、全国老人クラブ連合会等全国組織の団体を活用した広報
(2) ホームページの充実	この中期計画のホームページの内容については、法人が開催する平和祈念展、特別企画展等のイベント情報などは常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともに、ホームページ上から催事への参加申し込みが出来るシステムを活用するなどして、法人情報の正確かつ迅速な伝達及び利用者の利便性の向上に努めた。また、戦後強制抑留史の掲載を始めるとともに、英語版のホームページを作成し、海外への情報発信も始めた。更に、イベント開催時は、平和祈念展示資料館の案内を携帯情報端末サイトへ掲載するなど、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。なお、19 年度は、新たに特別祈念事業が始まったこともあり 4 月から 6 月の 3 ヶ月間で 56万件を記録し、目標の 45 万件を突破した。19 年度合計は、過去最高の 1, 485, 914 件を記録し前年度に比べ約 88 万5 千件増えた。(147%増)ホームページへのアクセス件数単位:千件 15 年度 16 年度 17 年度 18 年度 19 年度 計 475 439 516 601 1, 486 3,518

中期計画の項目	実施結果
(3) 地方公共団体との連携強化	
各事業年度において「都道府県実務担当者ブロック会議」	地方公共団体との連携強化については、基金の事業全般に対する理解の促進等を進め、緊
を開催するなど、地方公共団体に対して、特別記念事業及び	
書状等の贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の	担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上を目的として都道府県実務担当者会議を開
促進等を進め、緊密な連携を確保する。	催している。
	なお、各年度の実績は、次のとおり。
	【15 年度】 都道府県実務担当者ブロック会議(全国を3ブロックに分け)
	開 催 : 15 年 10 月 東京で開催
	会議内容
	(1日目) ① 16年度の概算要求、労苦継承事業及び書状等贈呈事業の概要説明
	② 書状等贈呈事業における履歴確認及び自治体広報紙への協力要請
	③ 資料館視察
	④ 法人の活動状況のビデオ鑑賞
	(2日目) 慰藉事業研修(学識経験者、抑留経験者の講演会)
	【16 年度】 都道府県実務担当者ブロック会議
	開 催 : 16 年 10 月 山形市、大阪市、熊本市で開催
	会議内容
	(1日目) ① 17年度の概算要求、労苦継承事業及び書状等贈呈事業の概要説明
	② 書状等贈呈事業における履歴確認及び自治体広報紙への協力要請
	③ 法人の活動状況のビデオ鑑賞
	④ 意見交換
	(2日目) 慰藉事業研修(学識経験者、抑留経験者の講演会)
	【17 年度】都道府県実務担当者ブロック会議
	開 催 : 17 年 11 月 東京で開催
	会議内容
	(1日目)① 総務省から「国会の動き及び特別記念事業と都道府県の関わりについて」
	説明
	② 17 年度の概算要求、労苦継承事業及び書状等贈呈事業の概要説明
	③ 書状等贈呈事業における履歴確認及び自治体広報紙への協力要請
	④ 意見交換 (おみず冷室の謙淳の)
	(2日目) 慰藉事業研修(外交評論家の講演会)

中期計画の項目	実施結果
	【18 年度】 実務担当者会議 開 催 : 19 年 3 月 東京で開催
	会議内容 (1日目)① 総務省から基金法の廃止等に関する法律の説明 ② 特別記念事業の実施についての詳細かつ具体的な説明
	③ 特別記念事業の協力要請④ 質疑応答
	(2日目)平和祈念展示資料館及び寄贈資料展 視察
	【19 年度】 実務担当者会議 開 催: 20 年 2 月 東京で開催
	参加人員: 66 人 会議内容
	(1日目)① 特別記念事業の現状概要説明 ② 特別記念事業の実施についての協力要請 ③ 質疑応答
	(2日目)平和祈念展示資料館 視察
	なお、19年は会議とは別に、各都道府県・市区町村に対して5月、7月及び12月に、広報紙(誌)への掲載文例(「特別記念事業の実施等について」)を添付して特別記念事業の記事記載について働きかけた。
(4) 関係資料館とのネットワーク化 各事業年度において「関係資料館会議」を開催し、基金と運 営目的が類似している全国 14 の資料館との間で、意見交換、 各資料館の事業報告等を行うなどして、ネットワーク化を進め る。	疑応答、フリーディスカッション等を行い、関係資料館が相互に有意義な情報の共有、資料
(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦等関係する外国における関係機関との間の関 係を強化する。	労苦の実態を多面的に明らかにするためには、日本側の資料と併せて、ロシア連邦の公的機関が保有している資料を可能な限り収集・分析し、一体的に体系的整理を図っていくことが重要である。このことから、我が国関係機関と連絡・連携をとりながら法人の外国資料収

中期計画の項目	実施結果
	集委員会の委員等がロシア連邦、モンゴル共和国及びカザフスタン共和国のそれぞれの公的機関を直接訪問し、協力関係の構築を図ることに努め、外国資料を入手できた。なお、各年度の実績は、次のとおり。 【15 年度】 専門家により構成される外国資料収集等委員会を設置・開催し、法人が把握済みのロシア連邦内における公文書保管庁別保有資料の特性等について意見交換するとともに、今後の具体的な資料収集に向けて所在調査の仕方や資料内容の分析方法などについて検討した。
	【16年度】 ① ロシア連邦の関係公的機関との協力関係の構築を検討するため、外国資料収集委員会で専門的知識を有する外部機関の活用も図りつつ、関係資料の所在調査を進めた。 ② 所在調査については、ロシア国立軍事公文書館において、その一部資料について、戦後強制抑留関係の資料の調査を行うとともに、資料を複写入手し、翻訳を行った。 ③ モンゴル国において、強制抑留された日本人が写る映像資料を入手した。こうした調査を通じて、モンゴル国国家公文書局国立中央公文書館等関係機関との協力関係の構築を図っている。
	【17年度】 ① 専門的知識を有する外部機関の活用も図りつつ、外務省欧州局、厚生労働省社会・援護局と連絡・連携を取りながら、関係資料の所在調査を進めた。 ② 平成17年12月10日に開催した外国資料収集委員会において、今後は旧ソ連より分離独立した中央アジア諸国に関する調査を進めることを決定した。 ③ 所在調査は、平成18年3月に翻訳家である委員をロシア国立軍事公文書館に派遣し、現物資料の確認を行った上で、資料を複写入手し、中央アジア諸国の個別の強制収容所における建物の配置、労働使役等に関する情報を取得することができた。 ④ ロシア連邦国立公文書館を平成18年3月に訪問し、戦後強制抑留に関する情報交換、関係資料所在調査への協力依頼を行うなど、引き続き協力関係の構築を図っている。
	【18 年度】 ① 平成 18 年 7 月、法人理事長他職員 2 名がカザフスタン共和国及びロシア連邦において戦後強制抑留関係の所在調査を行った。 この調査において、カザフスタン共和国においては、カザフスタン文化・情報省情報・

中期計画の項目 実施結果 公文書館委員会副委員長、中央国家資料館(中央国立公文書館)館長等、また、ロシア連 邦においては、ロシア外務省第一アジア局国際関係部副部長、ロシア国立軍事公文書館副 館長等に直接面会し、法人の設立趣旨と今回の調査目的を説明した上で、戦後強制抑留関 係資料収集のための調査・協力依頼を強く行った。 ② カザフスタン共和国では戦後強制抑留関係資料は存在しないとされていたが、本調査に より、抑留者を管理した立場の組織における資料を新たに発見するなど、戦後強制抑留に 関する資料の存在を確認することができた。カザフスタン共和国におけるその後のフォロ 一アップ調査においては、各公文書館が調査に非常に協力的であり、日本人抑留関係資料 1243 文書のリスト化、重要資料 67 文書の入手につながり、今後も協力を惜しまないとす る申し出をいただくなど良好な関係構築を築くことができた。 【19 年度】 ロシア国立映画・写真資料館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館 で資料の所在調査を実施、各資料館等は協力的であり、良好な関係を築くことができた。 第3 予算、収支計画及び資金計画 運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。 「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した結果、各年度において確実に 運用収入を確保した。 なお、管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納 役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。 また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運 用収入を得るべく、取得可能な範囲で経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用し て、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料 とした。各年度の実績は、次のとおり。 運用収入の予算・決算額 単位:百万円 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 18 年度 | 19 年度 予 算 額 445 872 855 844 560 558 決 算 額 453 893 854 844

中期計画の項目	実施結果
第4 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が想定 される理由は運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合であ る。	借入の実績はない。
第5 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	重要な財産の処分等はない。
第6 余剰金の使途 1 特別企画展等の充実 2 入館者サービス、状況提供の質的向上のための整備の 充実 3 関係資料の充実 4 調査研究の充実 5 広報の充実	該当はない。
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画	該当はない。
2 人事に関する計画 人事に関する計画については、別添2のとおり。	この中期計画期間中の人事については、計画の基づき次のとおり実施している。
(別添2) 人事に関する計画 1 方針 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、 人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。	(1) 研修の実施 費用対効果を考慮し、外部研修に職員を派遣するなど最新の知識・情報を得る機会を有効 に活用するとともに、職員の一層の意識の向上や能力開発を図るため、内部研修を実施した。 内部研修は、15年度~18年度に実施し、実施に当たっては、日常の職務遂行に資すると考 えられる基本的知識の習得に配慮し、幅広い分野からテーマを選定することにより、研修の 効果が最大限発揮されるよう工夫した。

中期計画の項目	実施結果
	【外部研修】 ①15 年度 : 金融経済セミナー、新公共経営・政策評価フォーラム ②17 年度 : 新入社員等防災研修会、行政機関等個人情報保護セミナー、平成 17 年度評価・監査中央セミナー 公会計監査フォーラム ③18 年度 : 新入社員等防災研修会、職員相談員実務研修会、平成 18 年度評価・監査中央セミナー 公会計監査フォーラム、情報公開・個人情報保護制度運営に関する説明会 ④19 年度 : 新入社員等防災研修会、情報公開・個人情報保護制度運営に関する研修会、関東地区行政管理・評価セミナー
2 人事に係る指標 業務の効率化、外部委託の推進等により、人員を削減する。 期初年度の常勤職員数 19 人 期末年度の常勤職員数の見込み 18 人 中期目標の期間中の人件費総額見込み 950 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸 手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。	期初年度の常勤職員数 19 人を 19 年度に 1 名削減し、期末年度の常勤職員数は 18 人となった。 特別記念事業の開始に係る準備業務、事務所及び平和祈念展示資料館の移転に係る業務、書状等贈呈事業の終了に伴う駆け込み申請者の急増など課題が山積し、業務量が大幅に増加する中、人員を増加することなくこれらの業務を遂行した。 また、組織のフラット制の適正な運用を図るため、業務の繁忙に対応するため職員の併任発令を行い、限られたマンパワーを有効に活用すること等により、行政改革の重要方針に沿った効率的・弾力的組織運営を行った。 なお、中期目標の期間中の人件費総額見込み 950 百万円であったが、この中期計画期間
3 その他業務運営に関する事項	中の人件責総額は 908 百万円であった

国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、物品及びサービス

(1) 環境対策

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運

中期計画の項目	実施結果
上	□ 大心内示 の調達を継続的に実施するとともに、「環境方針」を策定し環境に対する取組を全役職員に周
	┃知徹底し、常に節電、LANの活用によるペーパレス化、廃棄物の分別収集、リサイクル製
	品の活用などを心がけた。
	□ なお、各事業年度おける環境に配慮した物品の調達目標に対する実績は、次のとおりであ
	る。
	【15 年度】
	110 平及1 調達した全 27 品目中 26 品目が目標の 100%を達成(達成実績率 99.6%)した。
	間 (16年度)
	10 年度 調達した全 49 品目において目標の 100%を達成した。
	副建じた主張の品合にあいて自保の100%を建成した。 【17年度】
	【17 年度】 調達した全 42 品目において目標の 100%を達成した。
	副建じた主 42 明日において日保の 10090を建成した。 【18 年度】
	10 年度] 調達した全 30 品目において目標の 100%を達成した。
	【15 年度】 調達した全 41 品目において目標の 100%を達成した。
	副達した主 41 m白において日保の 100%を達成した。
】 (2) 危機管理	
常設のする展示資料館における危機対応マニュアルを作	■ 危機管理対応マニュアルを(平成 15 年 10 月 1 日理事長決定)を作成し、平和祈念展示資料
成等危機管理体制の整備を行う。	館がある住友ビル全館の訓練に併せて訓練を実施した。
次 寺元 版 日 全 IT・IP の 正 IM と IT り。	なお、各事業年度の実績は、次のとおり。
	【15 年度】
	① 平和祈念展示資料館における自然災害、人為災害及び事故等が発生した場合に備え、「平
	和祈念展示資料館危機対応マニュアル」を作成した。このマニュアルは、火災・災害時に
	おける職員個々人の役割を明確にし、防火・防災に関する意識の向上を図るため、新たに
	消防計画を策定し、火災のみならず、地震等の災害が発生した場合にも対応できるよう体
	制を整備した。
	【16 年度】
	10 〒21 ① 住友ビル全館の防火防災訓練に併せて、職員全員の参加により、防護訓練、自衛消防隊
	編成訓練、消火訓練及び避難訓練を実施した。とりわけ自衛消防隊編成訓練においては、
	災害時における職員個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるよう体制の充
	実を図った。
	天년입기다 이

② また、法人の自主訓練として、自衛消防隊の活動が一層実効的なものとなるよう自衛消 防隊に課せられた任務を総合的に行うとともに、その反省を踏まえ各隊において部分訓練
を行った。訓練に加え、防火・防災教育もその重要性が高まっていることに鑑み、職員各自において自主防火管理チェックを行った。 ③ 上記訓練以外にも新規転入者を中心に防火研修会に参加させた。 ④ テロに対する備えを万全にしておくため、警視庁等による説明会に積極的に参加した。 ⑤ 新宿消防署の指導の下、火災予防運動の一環として、自衛消防隊の消火係による実際の消火器を使った訓練も行った。 ⑥ 10 月東京に接近中の大型台風に対する備えを万全にしておくため、役職員に対し危機対応マニュアルの徹底を図り、平和祈念展示資料館来館者の安全確保を最優先とするなど、当日混乱が生じないよう事前に役職員の連絡体制、対処方策等対応を確認の上、準備した。これにより、台風に関する職員の意識向上が図られた結果、土曜日で休日勤務体制にもかかわらず特段の問題は発生せず、無事に平和祈念展示資料館の運営を行うとともに、職員の安全を確保することができた。 【17 年度~現在】 16 年度の①~③
メンタルヘルス、人権等への適切な対応のため、相談窓口の開設、指針の周知など問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備している。なお、各事業年度の実績は次のとおり。 【15 年度】 ① メンタルヘルス相談窓口を開設。 ② セクシャルハラスメントについては、指針を策定(15 年 10 月 1 日理事長決定)し、セクシャルハラスメントに迅速に対応するため、同問題に対する相談員を置くなど管理体制を整備した。 【16 年度】

中期計画の項目	実施結果
	配慮した。 ② セクシャルハラスメントについては、指針の理解浸透を図るため、職員に周知させ、管理を徹底するなど問題発生の未然防止に努めた。 【17 年度~現在】

予 算 計 画

別紙2

(単位:百万円)

【第1期中期目標期間】

区 分	計画額	決算額	差引増△減額
収入			
運営費交付金	4,603	4,342	△ 261
運用収入	3,812	3,601	△ 211
臨時収入	9,846	6,384	△ 3,462
事業外収入	0	1	1
計	18,261	14,329	△ 3,932
支出			
慰藉事業費	16,419	12,149	△ 4,270
一般管理費	1,842	1,715	△ 127
計	18,261	13,864	△ 4,397

(注) 百万円未満切捨て。

収 支 計 画

【第1期中期目標期間】

(単位:百万円)

区 分	計画額	決算額	差引増△減額
費用の部	18,343	13,915	△ 4,428
経常費用	8,497	13,911	5,414
慰藉事業費	16,265	12,260	△ 4,005
一般管理費	1,842	1,235	△ 607
減価償却費	236	394	158
財務費用	0	21	21
臨時費用	0	4	4
収益の部	18,343	14,501	△ 3,842
経常収益	8,497	8,286	△ 211
運営費交付金	4,449	3,950	△ 499
運用収入	3,812	3,632	△ 180
事業外収入	0	2	2
資産見返運営費交付金戻入	102	330	228
資産見返補助金戻入	134	237	103
財務収益	0	133	133
臨時利益	9,846	6,215	△ 3,631
純利益	_	586	586
目的積立金取崩額		_	_
総利益		586	586

(注) 百万円未満切捨て。

資 金 計 画

【第1期中期目標期間】

(単位:百万円)

区 分	計画額	決算額	差引増△減額
資金支出	18,261	79,552	61,291
業務活動による支出	18,107	13,219	△ 4,888
投資活動による支出	154	66,043	65,889
財務活動による支出	0	59	59
次期中期目標の期間への繰越金	0	229	229
資金収入	18,261	79,552	61,291
業務活動による収入	8,606	8,247	△ 359
運営費交付金による収入	4,603	4,342	△ 261
運用収入	4,003	3,904	△ 99
投資活動による収入	9,655	70,895	61,240
財務活動による収入	0	0	0
当期中期目標の期間の期首資産残高	_	409	409

⁽注) 百万円未満切捨て。